令和８年度第１回門真市空家等対策協議会議事録

日時：令和８年 10 月１日（木）15 時 00 分から 17 時 00 分まで
場所：門真市役所別館３階第３会議室
出席者：
（門真市空家等対策協議会）10 名中９名出席
宮本市長、下村会長、佐久間会長代理、巽委員、寺西委員、新田委員、後藤委員、森委員、長谷川委員

（事務局）14 名
吉田副市長
岩田統括理事
まちづくり部　艮部長、髙田次長、髙岡次長
都市政策課　　白川課長、辻井参事、内海課長補佐、岡主任、中渡瀬係員、土持係員
建築指導課　　東課長、辻本課長補佐
環境政策課　　松岡課長補佐
傍聴者　0 名
議題案件：門真市空家等対策計画の進捗状況等について

司会	お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第１回門真市空家等対策協議会を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます､都市政策課の土持でございます。よろしくお願いいたします。 まず、委員の皆様につきましては、お手元の座席表及び委員名簿記載のとおりとさせていただき、今回新たに委員へ就任された方のご紹介だけさせていただきます。 門真市議会議長の後藤委員でございます。 門真市議会副議長の森委員でございます。 続きまして、事務局の紹介につきましては、座席表記載のとおりとし、省略させていただきます。 なお、本日の出席者は、ひなた法律事務所の中井委員がご欠席のため９名で、市長及び委員計 10 名のうち半数以上のご出

	席をいただいておりますので、門真市空家等対策協議会条例第６条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。 　また、後日議事録を作成させていただくために、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。 　それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いいたします。資料は、本日の議事次第、座席表、資料１門真市空家等対策協議会委員名簿、資料２門真市空家等対策協議会条例、資料３門真市空家等対策協議会運営要綱、資料４門真市空家等対策計画の進捗状況等について、参考資料として門真市空家等対策計画冊子及び概要版、空き家等への対応についてよくある質問Ｑ＆Ａ、以上でございます。 　それでは、議事に移らせていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、下村会長に進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、令和８年度第１回門真市空家等対策協議会を進めてまいりたいと思います。本日も忌憚のないご意見を頂戴して、円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願い申し上げます。 　本日の議事案件は１件、門真市空家等対策計画の進捗状況等についてでございます。それでは、議事次第に基づき、資料４に沿って事務局より説明をお願いいたします。説明の後、まとめて皆様からご意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	都市政策課の内海でございます。私から、門真市空家等対策計画の進捗状況等につきまして、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料４をご覧ください。 　２ページをご覧ください。はじめに空家等の現状についてでございます。平成 28 年度に空家等実態調査を実施し、令和６年度には追跡調査を行っております。追跡調査の結果、一度も活用されなかった空き家数は 599 件となり、右側の図に分布図、下の表に地域別、建物種別、建物の状態をお示ししております。 　次に、３ページをご覧ください。空家等の現状を踏まえまし

	て、７年度に改訂した空家等対策計画におきましては、４つの基本方針を設定しております。１つ目として、空家等の発生抑制、２つ目として、適正管理の促進、３つ目として、利活用の促進、４つ目として、除却の促進を掲げております。計画期間は８年度から 12 年度までの５年間としており、施策の評価・検討を行うため管理指標を設定しております。 　次に、４ページをご覧ください。前回計画と現行計画の期間における各種施策を一覧に示しております。空家法の改正や、それに伴う特定空家等の判断基準の改訂などに加え、新たな施策に取り組んだ年度、補助金の要件緩和を行った時期、実施件数などについて確認するものです。 　次に、５ページをご覧ください。基本方針の１つ目、空家等の発生抑制につきましては、所有者の意識の醸成を図るため、各種施策の案内を固定資産税等納税通知書にあわせて送付することや、民間事業者との協働発行によるパンフレット等を各施設へ配架しております。特に、納税通知書を通じた案内により、実施前の６年度と比較しますと、問い合わせ件数等が増加傾向にあり、効果が出ていることが確認できます。次に、住宅ストックの良質化の促進として、民間住宅の耐震診断、木造住宅の耐震設計や耐震改修について補助制度を実施しております。 　次に、６ページをご覧ください。基本方針の２つ目、適正管理の促進につきましては、意識啓発及び情報提供の取り組みとして、大阪の住まい活性化フォーラムと連携したセミナーを開催いたしました。今年度は 11 月に実施する予定としております。次に、シルバー人材センターの空き家サポート業務について、市ホームページに掲載するとともに、空き家所有者等からの相談内容に応じて、ご案内を行っております。次に、空家等の所有者に、適正な指導や通知文を送付することなどにより、自主改善を促す取り組みを行っております。各年度における管理不全件数、是正件数等は右の表のとおりでございます。次に、新たな取り組みといたしまして、参考資料としてお手元にお配りしている「空き家等への対応についてよくある質問Ｑ＆Ａ」を市ホームページに掲載する予定としております。 　次に、７ページをご覧ください。こちらも新たな取り組みとなっております。統合型ＧＩＳを活用し、これまで関係課でエクセルデータにより共有していた台帳データを地図上で可視化

	し、関係課で共有できるよう進めております。該当箇所を選択しますと、分類別、受付日、相談内容、対応状況などが確認できるデータを紐づけております。同じ所在地の過去の通報履歴についても確認することができます。これまでの通報履歴と追跡調査データを数値のみで比較しますと、特に舟田町、石原町、上島町、幸福町、宮前町が多いことが確認されました。今後、これらのデータを活用して、地域ごとの家屋数に対する割合や用途地域別の傾向、接道状況などの分析を進め、空家等対策に活かしてまいりたいと考えております。 　次に、８ページをご覧ください。こちらも新たな取り組みでございます。現在、空家等の適正管理を効果的・効率的に推進するため、シルバー人材センターとの協定締結に向けて進めております。主な連携内容として、双方で空家等対策に関する情報共有を行うこと、市は相談を受けた際にシルバー人材センターの管理業務を案内すること、シルバー人材センターは活動中に得た管理不全な空き家と思われる建物情報を提供することなどとなっております。期待される効果といたしまして、本市のシルバー人材センターの会員数は 1,475 人で、会員に空き家施策の周知・啓発を図れること、さらに会員から周囲の方々への波及効果が期待されること、また市広報誌配布時などに発見した管理不全な建物の情報を得ることで、本市が把握していない空家等の実態を把握する機会が増え、早期の対策・対応につながることが挙げられます。 　次に、９ページをご覧ください。基本方針の３つ目、利活用の促進に関する取り組み状況についてです。子育て世帯等を対象にした利活用補助制度でございますが、６年度に市内に居住する方も対象に補助要件を拡充したものの、７年度の実績はございませんでした。このため、昨年度の協議会でのご議論等も踏まえまして、今年度から補助要件のうち、施工業者の市内要件を撤廃し、さらに対象建物として長屋を追加し、要件緩和することとしております。次に、空家等マッチング制度につきましては､固定資産税等納税通知書に案内を同封したことにより、マッチング件数が表のとおり増加しております。 　次に、10 ページをご覧ください。基本方針の４つ目、除却の促進に関する取り組み状況についてであります。危険家屋等除却補助制度、地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築

	物等除却補助制度、木造住宅除却補助制度における各年度の予算規模に対する実績につきましては、表に記載のとおりとなっております。 　次に、11 ページをご覧ください。狭あい道路拡幅整備事業補助制度の予算規模に対する各年度の実績は右の表のとおりとなってございます。次に、空き家等除却補助制度及び隣接地等取得補助制度につきましては、７年度に１件の実績がございました。経緯としまして、耐震補助の個別相談会の際に、相談者が納税通知書に同封の案内を持参しており、相談対応を行ったところ補助要件に合致していたことから、実施に至ったものでございます。 　次に、12 ページをご覧ください。こちらは管理指標に対する状況を８月時点の現況値について表しております。発生抑制における相談会・セミナー等の参加人数につきましては、11 月に開催予定となっております。次に、適正管理につきましては、通報等に対する是正件数の割合としており、管理基準値 60％に対し、67％となっております。次に、利活用につきましては、マッチング制度の成約件数３件に対し、マッチング件数は４件あるものの、現時点では成約に至っておりません。また子育て世帯利活用補助につきましては、相談は現時点で４件あったものの要件に適合せず、現時点では実績がございません。次に、除却について、老朽木造建築物等除却補助は 17 件に対しまして 25 件、除却・隣接地補助の件数は各１件に対し、現在のところ実績はございません。 　次に、13 ページをご覧ください。今後の取り組みにつきましては、発生抑制といたしまして、パンフレットや納税通知書等を活用した空き家施策の周知啓発を行うとともに定期的なセミナー等を開催することにより、空家等所有者の意識の醸成を図ってまいります。次に、適正管理といたしまして、管理不全の空家等所有者に適切な助言・指導を行うことや、シルバー人材センターと連携した取り組みにより適正管理を促進します。また、より実効性の高い適正管理につながるよう、データベースを効率的に運用します。次に、利活用といたしまして、空家等マッチング制度による利活用の促進を図るとともに、実績の少ない補助制度について、補助要件の見直しの検討、有効な補助制度の導入について調査・研究を行ってまいります。次に除却

	といたしまして、除却を促進するための補助制度を継続するとともに、実績の少ない補助制度について、補助要件の見直しの検討、有効な補助制度の導入について調査・研究を行ってまいります。最後にその他全般といたしまして、データベースを分析することにより地域特性等を把握し、空家等対策につなげる取り組みを実施してまいります。説明は以上になります。
会長	ありがとうございます。ただいま、今年度の実績並びに今後に向けての取り組みについて説明いただきました。空家等対策計画は令和８年３月にでき上がり、おおよそ半年が過ぎました。新たな空き家対策として、管理不全等の除却を含めた安全対策と、マッチング制度等による利活用の促進が主な方向性でございます。 令和８年度の３月にできた計画を今年から進めていく中で、まだ１年たっていない状態の中で、どういった状況になっているのかというところのご紹介でした。資料３ページ目にありますようにＰＤＣＡを回していくような形で、今年の実績並びに過去の実績の中で、次年度に向けて取り組むべき方向性などについて皆様からご意見いただけたらと思います。 状況を分かりやすくするため、事務局に４ページの一覧表を作成いただきました。各項目について、どういった事業をいつから実施し、実績がどのように推移しているかを見ることで、今後しっかり取り組んでいるところ、さらに頑張った方がいいようなところが見えてくると考えております。これが２年目３年目、さらに明確になっていくのではないかなというふうに思っております。まだ始まって１年目、1年たらずではございますが、皆様の方から何かお気付きの点があれば、ぜひご意見を賜ればと思っておる次第です。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	現在空き家になっているところへの対策も必要ですが、今後空き家になる可能性のある住宅に対して、事前に何らかの対応ができないかと考えております。例えば、高齢の夫婦のみで居住されている場合、子どもがおられても既に別の場所で生活しておられるので、実家へ戻ってくるというのはあまり想定されないですよね。所有者のご夫婦が亡くなった後に息子さんや娘

	さんがその後、売却や除却等、手を打ってもらえるならいいですが、結局手を打ってもらえず、そのまま空き家になっているという状況もありますので、行政として事前に何か手を打てることはないのかなと考えております。
会長	難しい問題ではあると思いますが、ご質問というところで事務局から現時点でのご回答をお願いします。
事務局	空き家を未然に防ぐことは、重要と考えております。具体的な対策については、いただいたご意見を踏まえ、他市の事例や国の動きなどを研究してまいりたいと思います。
会長代理	今の話は大事だと思います。ただ、行政が私有財産に直接関与することは難しい面もありますので、これまでの啓発を引き続き行うことに加え、たとえばですが空家等管理活用支援法人など民間と連携して何か取り組んでいただくといいのかなと思います。 私として伺いたいのは、２ページの下の表では、管理不全が44件と示されていますが、注釈では、法に基づく管理不全空家等ではなく、市独自のチェックリストを用いて管理不全相当と判定したものとされています。実際に法に基づく管理不全空家等や特定空家等に至り得る状況なのか、44件の状況をもう少し詳しく教えてください。
事務局	D判定は、法に規定される管理不全空家等ではなく、平成28年度に市独自のチェックリストで調査を行ったものとなっております。建物そのものの危険性はなくても、樹木の繁茂など複数の項目の積み重ねで判定しているため、一概に建物の危険性という項目のみでD判定としているものではありません。 建築物の適正管理に関するものはそのうち半分に満たない程度で、トタンのめくれやアンテナの破損等が見られるものもあります。一定緊急措置で非常に危険なものについては対応をしていただいた事例もあります。所有者に適正な維持管理をするように通知文を送付しておりますが、中には所有者が亡くなられているなど、相続人の特定が難しいものもございます。

会長代理	今のところ、著しく危険で特に心配な物件はないという認識でよいのでしょうか。
事務局	全くないということではありません。例えば、道に面しているところで、部分的に外壁が崩落しているものなどがありますが、所有者が不明で対応が難しい場合には、カラーコーンを設置するなど応急的な対応をしているものもあります。
会長代理	応急的な対応をしていただいて、行政としてできることはしていただいているというのは安心する部分と、その先に、法に基づく対応を行うことが考えられるのかを教えてください。
事務局	建築指導課や環境政策課において、建物や草木等の管理について日々助言・指導を行い、法に基づく管理不全空家等や特定空家等に至らないよう対応しているところです。
市長	今の話に関連して、管理不全に近い状態の建物が、民間による除却や建替え等で年間どの程度解消されているのか、数字で示した方がよいと思います。管理不全の案件が蓄積しているのか、民間事業者等が入る中で自主的に解消されているのかが分からなければ、状況の改善・悪化が把握しにくいと思います。
事務局	除却補助の申請や建設リサイクル届等があった場合には、管理不全のデータベースと照合し、状況の管理を行っています。所有者自らの建替え等により自然と件数が減っていることもあると思いますが、詳細な数字は現時点では把握できておりません。
会長	本市の対応状況について、他の密集を持つ他市と比べてどの程度なのか、あるいは予算や対象物との関係で十分に対応できているのかという視点も必要だと思います。
事務局	他市の対応状況との比較については把握しておりませんが、近隣の方からの通報等に対しては所有者を特定後、補助制度の案内を行うなど､その都度必要な助言や指導を行っております。

会長	今後、対応が進んでいるのかどうかを全体の数字で示しながら、成果が上がっているというのを書けるかどうかが必要になってくると思います。平均的な取り組みなのか、課題があるのか、あるいは十分に成果が上がっているのかを協議会で議論いただきながらＰＤＣＡを回していくところにつなげていければと思います。
委員	話は変わりますが、５ページ、空家等の発生抑制について、令和７年度は相談件等が６件、そのうち成立件数が２件という理解でよいでしょうか。また、令和８年度は８月時点で成立件数がないものの、今後成立する可能性があるということでしょうか。
事務局	現在、所有者と事業者間において条件面での協議が進められておりますので、今後、成立する物件も出てくると思われます。
委員	令和７年度の６件のうち成立した２件を除く４件は、どのような状態になったのでしょうか。
事務局	この制度は、宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会と協定を締結し、所有者から相談があった際に建物情報等をいただき、協会にご紹介して、加盟業者とマッチングするという制度になっています。その中で、双方の条件が合わないなどの理由で成約に至らない場合があります。
委員	成約に至らなかった案件について、市から引き続きアプローチする予定はありますか。
事務局	現時点では、アプローチは行っておりません。
委員	実務者の立場から申し上げると、個人情報の取扱いが重要ですので、紹介後は会員事業者と所有者の方で直接やり取りをしていただいております。売却に至るまでには様々な問題があり、すぐに成約できない案件もありますが、協会としては可能な限り継続させてもらってます。

会長	私の方から質問させていただきます。７ページのデータベースについては、以前からあればよいと考えていた内容です。今後、建物規模、築年数、前面道路、駅からの距離などの情報を加えれば、利活用の検索条件として活用できる可能性もありますが、一方で個人情報や固定資産に関する情報との関係があります。どの範囲までデータを入れ、どのように活用していく予定でしょうか。他市で有効活用している事例があれば、あわせて教えてください。
事務局	今回初めて取り組んだというところで、まずはこれまでエクセルで管理していた情報をＧＩＳ上のデータに紐づけることを進めております。建物情報についても今後追加できればと考えておりますが、現時点では市内部の関係課で共有することを前提としており、個人情報の取扱いもあるため、庁内で利用するものと考えております。
会長	活用の可能性が大きい一方、情報を持ち過ぎることの問題もありますので、使用方法や活用範囲を慎重に確認しながら進めていただきたいと思います。非常に可能性のあるデータでもありますので、積極的な活用も期待しております。
会長代理	４ページの一覧表の「所有者へ適正管理を促進」の欄にある件数は、働きかけをして改善された件数なのか、それとも助言・指導をした件数なのでしょうか。
事務局	通報があった案件に対して助言・指導を行い、その結果、改善・是正された件数です。通報がない空き家に対して市が積極的に指導した件数ではございません。是正されなかった件数については、６ページ右側の表に記載しております。
会長	４ページの一覧表は、年度ごとの新規事業や実績の推移を確認する上で重要です。また、表の上部に記載された令和５年度の空家法改正、令和７年度の特定空家等の判断基準の改訂、令和８年度の特定空家等の事務処理要綱の改訂など、制度改正と本市の取り組みがどのように結び付いているのかを示せると、ＰＤＣＡを回していることが分かりやすくなります。今後の取

	り組みの追加や見直しにも活用していただきたいと思います。
委員	４ページの発生抑制では耐震化の促進等に取り組んでいますが、省エネの観点から、門真市独自の補助制度を検討する考えはないでしょうか。国も断熱・省エネの方向に進んでおり、住宅を維持し流通を促すという意味でも必要ではないかと思います。
事務局	現時点では、省エネの視点による施策は入っていない状態ですので、本日いただいたご意見も踏まえ、調査・研究させていただきたいと思います。
委員	大阪市ではそういう制度もあると聞いております。国の制度とは別に、より利用しやすい門真市独自の支援があれば、住宅の活用につながるのではないかと思います。
会長代理	今後に向けた意見として、行政として取り組むべきことは計画に沿って進めていただいていると理解しましたが、もう少しシティプロモーションとの連携があってもよいと思います。危険な空き家を除却するだけでなく、「門真市ではこんな暮らしができる」というイメージと空き家の利活用を結び付け、空き家をリノベーションして楽しく暮らす姿などを分かりやすく発信することも、利活用促進につながるのではないでしょうか。
会長	関連して都市計画の観点で言うと、駅前整備が進むと、その周辺では経済効果に伴い、空き家の活用や居住、マンション建設などが進むことが考えらますが、実際にそのような動きは見られますか。また、市南部ではモノレールの駅の整備が進む中で、都市機能も変化していくことも考えられます。これまで市の北部と南部に分けて空き家の発生状況を分析してきましたが、安全対策だけでなく、こうした都市構造や都市計画の変化を踏まえ、空き家の利活用を計画的に進めたり、民間事業者によるマッチングが発生したりとか、そういう動きはありませんか。本市では大規模な整備が進んでいることから、空き家の利活用についても、もう少し動きが出てきてもよいように感じますが、事務局としてはいかがでしょう。

事務局	門真市駅では、門真市駅前再開発事業を進めており、その周辺エリアにおいて空き家の利活用に対する施策もあわせて行っております。現時点で具体的な事例はございませんが、今後活用事例を報告させていただきます。
事務局	新しい店舗については、既存の空き店舗を活用して開業する例が少しずつ増えているように感じています。門真市駅周辺や古川橋駅周辺でも、そのような動きが見られます。
市長	店舗での活用事例はあっても、住宅については、古い住宅や文化住宅等をリノベーションして使うというより、更地にした上で新たな住宅が建つケースが多いという実感があります。老朽化した建物については、更地になれば比較的次の動きにつながっているのではないでしょうか。公営住宅でも若い子育て・新婚世帯向けの募集に以前ほど応募が集まらないなど、昔とは住宅ニーズの考え方が変わってきているように感じます。
会長	都市更新を進める上では、地域によっては建物をそのまま活用するだけでなく、建替えを促進することも必要だと思います。個別の建替えが難しい場合には、共同建替えや協調建替えなど、複数の敷地をまとめて更新し、道路拡幅等につなげていく視点も考えられます。都市計画マスタープランに即して都市の将来像を見据えながら、空き家のあり方を検討する必要があると思います。
委員	以前から相談している古川橋駅北側の老朽家屋についてですが、相続を重ねて権利者が多数となり、売却等を行うにも関係者全員の合意が必要となるため、誰も手を付けられない状況になっています。法制度がもう一歩進まないと、行政としても対応が難しいのでしょうか。
事務局	草木の繁茂や通行人への危険がある場合など、可能な範囲で対応しておりますが、根本的な解決には至っていない状況です。
委員	それに関連して 2024 年に相続登記が義務化されましたが、

	相続人が多数に分散し、親族間の関係が疎遠で連絡が取れない場合などには、手続きが止まってしまうケースがあります。実務上も、司法書士に依頼しても相続人の調査・調整が難しく、空き家がそのまま残ることがあります。空き家の発生抑制という観点からは、相続制度そのものについても、実情に合った見直しを国に求めていく必要があると考えます。
委員	相続人になっていること自体を本人が把握していない場合もあると思います。
委員	そういうことです。協会としても、関係団体を通じてこれから提案していきたいと考えておりますので、必要に応じて皆様にもご協力をお願いできればと思います。
市長	相続人がいない、あるいは権利関係の整理が難しい物件については、遺贈等の仕組みや、土地を含めた処分を前提に行政が一定の役割を担う方法なども考えないと、解決が難しいケースもあると思います。
委員	それともう１点、寝屋川市で検討されている空き家への課税について、私どもも勉強していくところですが、門真市としてどのように受け止めているのか教えていただければと思います。
市長	逆にどうみていますか。
委員	聞いているところでは固定資産税を引き上げ、居住用に限らず、業者が販売している物件についても１年以上空き家であれば対象となるようです。空き家であることの判断根拠としては水道が基本料金以上に使用されているかどうかが居住実態を判断する一つの根拠となると聞いています。
市長	空き家への課税については、基金化して除却費用等に充てるといった考え方もありましたが、市全域を対象とする場合、徴収事務や滞納処分に相当のコストがかかる可能性があります。実際の体制を含め、制度を運用できるのかという点には関心が

	あります。
委員	相続人が分からない物件などでは、税を徴収できないケースも出てくるのではないでしょうか。そういうときは市が引き取りますとかも考えられるのではないでしょうか。
委員	そのような物件を行政が引き受け、民間事業者が入札等で取得して再び市場に出せる仕組みができれば、新築住宅を建てることができ、若年層の転入などにもつながる可能性があります。
市長	そうなると、住宅については中古住宅のリノベーションより、新築を選ぶ方が多いということにもなると思います。
委員	以前、中古住宅のリノベーションが流行りましたが、建築基準も変わり、全面的なリフォームを行う場合には建築確認が必要になりますよね。
委員	工事の内容によりますが、例えば屋根の表面だけを改修する場合は別として、下地まで改修する場合や階段の改修などについては建築確認が必要になる場合があります。
委員	違反建築となっている物件については元の状態に戻すよう求められると聞いていますので、業者としてもなかなか手を出しにくい状況です。
市長	そのような場合には、更地にして新築する方が安全だと思います。
委員	更地にして新築するにしても現在は物価や建築資材の高騰、金利の上昇により買い手がついてこない状況です。そのため、事業者としても慎重にならざるを得ないのが現実だと思います。本来であれば土地を仕入れて建物を建てたいのですが、買い手がつかなければ事業として成り立ちません。金利についても上昇しており、住宅購入者がなかなかついてこられないというジレンマがあります。ただ、市長がおっしゃられるように更地にした方が売買などの動きは出ると思いますし、タイミング

	が合えば購入する方もいると思います。
会長	ほかにいかがでしょうか。ご意見も出尽くしたようですので、本日の協議会につきましては、これにて閉会させていただきたいと思います。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。
事務局	特にございません。
会長	それでは、これをもちまして令和８年度第１回門真市空家等対策協議会を閉会いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。